

奈良県告示第五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び大和郡山市環境政策課（大和郡山市北郡山町二四八の四）において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
シャープ株式会社 ビジネスソリューション事業本部
執行役員 本部長 中山藤一
大和郡山市美濃庄町四九二番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
シャープ株式会社 奈良事業所
大和郡山市美濃庄町四九二番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
 - 1 特定施設の能力及び原材料を別表一のとおり変更する。
 - 2 原材料の変更に伴い、生産系排水処理施設の一部を廃止する。
 - 3 特定排出水の量を別表二のとおり変更する。

別表一

施設名	変更の前後	能力	原材料
酸又はアルカ	変更前	一、一五〇枚／日	半導体材料

別表二

処理施設	変更後	リによる表面
	一、〇〇〇枚/日	
	シリコンウエハー	

特定排出水の量(単位 m ³ /日)	項目	
	二、三二〇	通常
二、三五〇	最大	
二、三〇〇	通常	変更後
二、三三〇	最大	